

短期入所生活介護

令和6年度介護報酬改定事項

- ① 短期入所生活介護における看取り対応体制の強化(自主点検表 第9 13)
- ② 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入(自主点検表 第9 5)
- ③ 高齢者虐待防止の推進(自主点検表 第9 4)
- ④ 身体的拘束等の適正化の推進(自主点検表 第7 8、第9 3)
- ⑤ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化
(自主点検表 第9 24)
- ⑥ ユニットケア施設管理者研修の努力義務化(自主点検表 第7 13)
- ⑦ 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化(自主点検表 第9 30)
- ⑧ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け(自主点検表 第5 40)
- ⑨ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進(自主点検表 第9 28)
- ⑩ 短期入所生活介護における長期利用の適正化(自主点検表 第9 22,23)